

松江市木材利用推進基本方針

平成 25 年 11 月 1 日 松江市農林基盤整備課
最終改正 令和元年 11 月 29 日

第1 趣旨

この基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、公共建築物等における木材の利用の促進の意義、公共建築物等における市産及び県産木材利用の目標、市産及び県産木材の利用を推進すべき公共建築物等、市産及び県産木材の利用促進に向けた取り組み、その他市産及び県産木材の利用を推進する上で必要な事項を定める。

第2 公共建築物等における木材の利用の推進の意義

市が、公共建築物等において率先して木材を利用することにより、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、その効果に関する市民の理解を深める。

1 木材利用そのものの効果

公共建築物等は、広く市民一般の利用に供されるものであり、県や市による率先した木材の利用、あるいは取り組み状況や効果等の積極的な情報発信により、市民に対して木と触れ合い木の良さを実感する機会、木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。

また、公共建築物等において木材の利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

2 森林の整備、地域経済・雇用の面での効果

木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進し、山村をはじめとする地域の経済の活性化と雇用の創出を図ることができる。

第3 公共建築物等における市産及び県産木材利用

次に掲げる目標に沿って市産及び県産木材の利用促進を図るものとする。

- (1) 公共建築物の新築・増築又は改築を行う場合、高さ 16m 以下かつ 3 階以下で、延べ面積 3,000m² 以下の施設は、市産及び県産木材を使った木造化に努める。また、木造化が困難な施設においては、内装等に積極的に市産及び県産木材を使った木質化に努める。
- (2) 公共土木工事においては、木の持つ特性に留意し、積極的に市産及び県産木材を活用するよう努める。
- (3) その他、調達する物品については、木製品が環境にやさしい自然素材であることから、市産及び県産木材を使った物品を積極的に利用する。
- (4) また、公共建築物等を解体する際に発生した木材についても、資源の有効利用の観点から、燃料利用等に供するため可能な限り木質バイオマス化をはかるものとする。
- (5) さらに、市産及び県産木材の利用に対する市民の理解を深めるとともに、経済波及効果を高めるため、民間事業者が整備する施設においても市産及び県産木材の積極的な利用を促進するよう呼び掛ける。

第4 市産及び県産木材の利用を推進すべき公共建築物等

市産及び県産木材の利用を推進すべき具体的な公共建築物等は、以下のような建築物等とし、あらゆる分野での市産及び県産木材の利用に努める。

- (1) 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- (2) 市が整備する公共工事における土木構造物等
- (3) 市が調達する机や書棚等の備品、消耗品

第5 市産及び県産木材の利用推進に向けた取り組み

1 市の取り組み

市は率先して公共建築物等における木材の利用に努めるとともに、島根県及び近隣市町や民間団体その他の関係者の協力を得つつ、市産及び県産木材の利用の促進に関する施策の効果的な推進を図る。

- (1) 市産及び県産木材の利用の促進計画の策定
- (2) 市産及び県産木材の供給体制の整備
- (3) 市産及び県産木材の利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報の収集・分析・提供など
- (4) 木材の特性やその利用の促進の意義についての市民理解の醸成
- (5) 島根県が行う取り組み（人材育成、木材の性能、品質、工法などに関する情報提供、試験研究の成果や先進事例に関する情報提供）の情報を市関係部局に提供し木材利用の拡大を図る。

2 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携した取り組み

林業事業者、木材加工業者その他の関係者は、県方針または本方針を踏まえ、市や建築物を整備しようとする民間事業者のニーズを的確に把握するとともに、そのニーズに対応した木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報を提供するなど、木材の具体的な利用方法の提案等に努める。

第6 その他市産及び県産木材の利用を推進する上で必要な事項

1 市産及び県産木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物等における木材の利用の推進については、森林の適正な整備計画のもとで、保育や間伐による森林整備と利用伐期を迎えた原木の切り出しや植林による循環型林業を構築し、森林の持つ多面的機能の維持増進に努める。

2 県及び関連機関との連携

島根県が設置する相談窓口との連携や木材業者との連携による松江市産木材の認証制度の導入を図り、木材利用促進に向けた取り組みを行う。

附 則

この基本方針は、平成 25 年 11 月 1 日より施行する。

この基本方針は、令和元年 11 月 29 日より施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。